寝屋川市障害福祉計画

第2期計画[平成21~23年度]



本市では、障害のある人の自立した日常生活や社会生活を支援することを目的とした障害者自立支援法に基づき、平成18年度に「寝屋川市障害福祉計画(第1期計画)」を策定し、障害福祉サービス等の提供体制の確保や推進のしくみづくりに取り組んでまいりました。また、平成19年度には障害者基本法に基づき、障害者支援の基本方向となる「寝屋川市障害者長期計画(第2次計画)」を策定し、「みんなが"自分らしく"暮らしあうまちづくり」の基本理念のもと、障害者施策を推進してまいりました。

この間、国においては障害者自立支援法の制度運用の見直しが数度にわたり行われ、身体・知的・精神の三障害を一元化した新体系のサービスの提供体制については、本市でも着実に整ってきておりますが、障害福祉サービス等の一層の充実を図るとともに、障害者長期計画をより具体的に推進していくために、今般、平成21年度から平成23年度までの3年間を計画期間とした「寝屋川市障害福祉計画(第2期計画)」を策定いたしました。

今後とも、障害者施策の充実のために、障害者長期計画(第2次計画)と、この障害福祉計画(第2期計画)の着実な推進に努めてまいりますので、市民の皆様や関係者の皆様方のより一層のご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご指導をいただきました多くの市民の方々や、寝屋川市障害者長期計画推進委員会委員の皆様に心より厚くお礼申し上げます。

平成21年3月

寝屋川市長 馬場好弘

目 次

第	1章	計画の策定にあたって	
	1.	計画の目的	
	2.	計画の位置づけ	
	3.	計画の期間	
	4.	計画の策定方法	
	5.	計画の進行管理	
第2	2 章	障害福祉サービス等の推進方策	
	1.	障害福祉サービス等を推進していくうえでの考え方	
	2.	障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策	
		(1) 障害福祉サービスの推進の考え方と確保策	
		(2) 地域生活支援事業の内容と事業量	
		(3) サービス提供体制の確保と利用促進のための取り組み	
	3.	地域生活への移行・一般就労への移行に関する目標と推進方策	
		(1) 地域生活への移行	
		(2) 福祉施設から一般就労への移行	
第:	3章	障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項	
	1.	総合的な相談支援によるニーズの把握と、サービスへの的確なつなぎ、	
		新たなサービス開発に向けた連携のしくみづくり	
	2.	ライフステージを通じた発達支援のネットワークと、療育・教育支援、	
		生活支援のしくみづくり	
	3.	関係機関・団体等との連携による就労・日中活動の場の拡大と、	
		移行・定着のための支援の充実	
	(参	。 考)寝屋川市障害者長期計画(第2次計画)の概要	
資	料		
	計画	可策定経過	
	寝屋	是川市障害者長期計画推進委員会設置要綱	
	寝屋	B川市障害者長期計画推進委員会委員名簿 ·	
	寝屋	邑川市障害福祉計画(第1期計画)の進捗状況と課題	
	障害	F福祉サービス等に関するニーズ調査の結果	
	用語	吾説明	
)	『福祉サービス等の概要 ────────────────────────────────────	

寝屋川市障害福祉計画(第2期計画)の体系

障害福祉サービス等の推進方策

障害福祉サービス等を推進していくうえでの考え方

- (1) 相談支援とサービス提供が連携した総合的・継続的な支援を推進します
- (2) ニーズに対応した質の高いサービスの提供体制を確立します
- (3)地域と密着した支援のしくみづくりをめざします



障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策

- (1)障害福祉サービスの推進の考え方と確保策
 - ①訪問系サービス ②短期入所 ③日中活動系サービス ④居住系サービス
 - ⑤相談支援(サービス利用計画作成)
- (2)地域生活支援事業の内容と事業量
 - ①相談支援事業 ②コミュニケーション支援事業 ③日常生活用具給付等事業
 - ④移動支援事業 ⑤地域活動支援センター事業 ⑥その他の事業
- (3) サービス提供体制の確保と利用促進のための取り組み
 - ①サービスを提供する事業者の確保
 - ②サービス提供を担う質の高い人材の確保
 - ③サービスを適切に利用するための支援の充実
 - ④障害福祉サービス等を利用する人の権利擁護の推進



地域生活への移行・一般就労への移行に関する目標と推進方策

- (1) 地域生活への移行(福祉施設からの移行・社会的入院からの移行)
- (2) 福祉施設から一般就労への移行

障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項

- 1. 総合的な相談支援によるニーズの把握と、サービスへの的確なつなぎ、新たなサービス開発に向けた連携のしくみづくり
 - (1)地域自立支援協議会の充実
 - (2)総合的な相談支援体制の確立
 - (3) ニーズとサービスをつなぐ取り組みの推進
- 2. ライフステージを通じた発達支援のネットワークと、療育・教育支援、生活支援のしくみづくり
 - (1) 発達支援をすすめるネットワークの構築
 - (2)発達障害のある人への支援の充実
- 3. 関係機関・団体等との連携による就労・日中活動の場の拡大と、移行・定着のための支援の充実
 - (1) 就労移行への支援の充実
 - (2) 福祉的就労・日中活動の場の充実